

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 8 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局調査課

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴う

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び国民健康保険退職者
医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）の記載方法等について

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）（以下「月報」という。）については、昭和59年10月1日付け保発第93号、昭和60年4月30日付け保発第46号及び平成20年3月31日付け保調発第0331001号により取扱いを示しているところであるが、東日本大震災及び長野県北部の地震に伴う月報の記載方法等を下記のとおりとするので、貴管内保険者に対して周知方お願いしたい。

記

1. 世帯数及び被保険者数の記載について

- (1) 東日本大震災及び長野県北部の地震の被災地域における保険者（以下「被災保険者」という。）については、「東日本大震災及び長野県北部の地震の被災地域における保険者の国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）の取扱いについて」（平成23年4月19日付け厚生労働省保険局調査課事務連絡。以下、「4月19日付け事務連絡」という。）のとおりとし、報告時点で把握可能な状況を報告すればよく、提出後に遡及して訂正する必要はない。
- (2) 被災保険者からの転入に伴う被保険者数等の増減については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について」（平成23年3月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について（その2）」（平成23年3月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）に基づく資格の得喪に従い報告すること。

2. 保険給付状況の記載について

- (1) 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の按分方法等について」（平成23年4月12日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において、概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払及び保険者が特定できない診療報酬等に関する各保険者の支払が示されているところであるが、当該請求に係る医療給付の状況は毎月の月報の報告に含めないこと。
- (2) 「前期高齢者分」、「70歳以上一般分」、「70歳以上現役並み所得者分」及び「未就学児分」について再掲する箇所について、当該区分が判別できない場合は全体計のみに計上し、再掲は不要とする。
- (3) 一部負担金等（一部負担金及び入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額。以下同様。）を免除した場合の記載については、平成20年3月31日保調発第0331001号の別添1「事業月報及び退職者医療事業月報記載上の注意」（以下「記載上の注意」という。）の第三の2（1）イの注1のとおり、一部負担金等を免除した額については保険者負担分に含めること。

また、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付け保発0502第3号。以下「5月2日付け通知」という。）の第2Ⅲ1（4）及び2（4）の一部負担金等の還付が行われた場合においては、当初の負担割合により各負担区分（他法負担を含む）に一旦振り分けて計上したうえで、免除決定後の還付額を療養費として調整する方法により「記載上の注意」第三2（2）イに準じて記載すること。なお、既に高額療養費を支給している場合等においては、当該支給額を含む一部負担金額を療養費として調整すること。また、C表（2）に計上した当該高額療養費は控除すること。

3. 震災に伴い生じる事業状況の報告について

5月2日付け通知の第2Ⅲ1及び2の一部負担金等の免除を行っている保険者は、平成23年6月月報（7月20日締切分）より免除措置を終了するまでの間、毎月の月報の報告と併せて以下の項目について別添の様式に記入の上、都道府県に報告すること。

一部負担金等免除証明書の交付状況及び免除の状況

5月2日付け通知の第2Ⅲ1（3）の免除証明書のうち事業月報月末現在に有効な証明書に係る世帯数及び被保険者数並びに事業月報月の3か月前（国保組合にあっては事業月報月の前々月）の月の診療・調剤分として審査決定した療養の給付等及び月報月の前々月に支給決定した療養費等に係る一部負担金等の免除件数及び免除額の合算額を記載すること。

なお、本報告において平成23年5月月報以前のものとして報告すべき内容がある場合は、平成23年6月月報と併せて報告すること。

4. 都道府県における報告について

都道府県においては、通常の月報と併せて3の内容を別添の様式に各保険者からの報告を転記して一覧を作成の上、保険局調査課あてに報告すること。また、本事務連絡のとおり取り扱うことが困難な場合は保険局調査課に報告し、指示に従うこと。

なお、被災保険者で提出困難な場合等の取扱いについては4月19日付け事務連絡のとおり取扱いとする。

【問合せ先】

厚生労働省保険局調査課

教理第二係 長谷川、伊波

TEL 03-5253-1111（内線 3297）

E-mail kokuke@mhlw.go.jp

